

V. 履修要項

1. 鹿児島純心女子大学大学院人間科学研究科心理臨床学専攻履修要項

(趣旨)

第1条 この要項は、鹿児島純心女子大学大学院（以下「本学大学院」という。）学則第21条、第23条、第29条及び第30条、並びに本学大学院履修規程第2条、第3条、第6条及び第7条に基づき、本学大学院人間科学研究科心理臨床学専攻（以下「本専攻」という。）における授業科目の内容、単位数及びこれらの履修方法、並びに研究指導の内容及びこれらの履修方法を定める。

(本専攻の履修科目の構成及び修了に必要な単位数)

第2条 本専攻の履修科目の構成及び修了に必要な単位を次のとおり定める。

授 業 科 目	専 門 領 域	16 単位以上
	課 題 研 究	10 単位
	特 別 研 究	4 単位

2 本専攻を修了するためには、修士課程に2年以上在学し、前項の必要単位数以上を修得することに加え、必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び最終試験に合格することが必要である。

(授業科目の内容、単位数及び履修方法)

第3条 授業科目の内容、単位数及び履修方法については、別表1の授業科目配当表に掲げるとおりとする。

(臨床心理士の受験資格)

第4条 臨床心理士の受験資格の取得を希望する者は、別表2に示す所定の科目及び単位を履修修得しなければならない。

(教育職員免許状の取得)

第5条 すでに養護教諭一種免許状を取得している者のうち、養護教諭専修免許状の取得を希望する者は、別表3に示す所定の科目及び単位を履修修得しなければならない。

附 則

本要項は、平成16年4月1日から施行する。

本要項は、平成22年4月1日から施行する。

本要項は、平成27年4月1日から施行する。

別表1 授業科目配当表

(鹿児島純心女子大学大学院履修規程 第2条、第3条、第6条関係)

2016(平成28年度)入学生

人間科学研究科 心理臨床学専攻 修了要件

- (1) 30単位(専門領域16単位 課題研究10単位 特別研究4単位)以上修得すること
 (2) 修士論文の審査及び最終試験に合格すること

系 列	科 目 名	履 修 方 法	履修 単位数		履修時期 (週時間数)				臨床心理士 資格試験 受験のため の必要科目	備 考
			必 修	選 択	1年		2年			
					前 期	後 期	前 期	後 期		
専 門 領 域	臨床心理学特論	L	4		2-2				必	
	臨床心理面接特論Ⅰ	L	2		2				必	
	臨床心理面接特論Ⅱ	L	2			2			必	
	臨床心理査定演習Ⅰ	S	1		2				必	
	臨床心理査定演習Ⅱ	S	1			2			必	
	臨床心理査定演習Ⅲ	S	2			4			必	
	臨床心理学研究法特論	L		2	2				選必 A	
	心理統計法特論	L		2	2				選必 A	集中講義
	生涯発達心理学特論	L		2		2			選必 B	
	神経学特論Ⅰ	L		2		2			選必 B	奇数年度開講
	被害者臨床援助特論	L		2	2				選必 C	
	福祉行政総論	L		2	2				選必 C	
	社会心理学特論	L		2		2			選必 C	集中講義
	心理臨床総論	L		2	2				選必 C	集中講義(奇数年度開講)
	障害児(者)心理学特論	L		2		2			選必 D	
	小児医学特論	L		2	2				選必 D	
	精神医学特論	L		2	2				選必 D	
	精神薬理学特論	L		2	2				選必 D	集中講義
	神経学特論Ⅱ	L		2		2			選必 D	偶数年度開講
	遊戯療法特論	L		1	1				選必 E	
家族療法特論	L		2	2				選必 E		
精神分析療法特論	L		2	2				選必 E		
HIV カウンセリング特論	L		1		1			選必 E		
学校臨床心理学特論	L		2	2				選必 E		
文化人類学特論	L		2	2				-		
課 題 研 究	臨床心理基礎実習Ⅰ	P	2		4-4				必	時間割外実習を含む
	臨床心理基礎実習Ⅱ(学内実習)	P	1			4			必	
	臨床心理実習Ⅰ	P	1				2-2		必	
	臨床心理実習Ⅱ(学内実習)	P	2				4-4		必	
	臨床心理実習Ⅲ(病院実習)	P	2				8		必	
臨床心理実習Ⅲ(施設実習)	P	2				8		必		
特別 研究	特別研究	S	4				2-2			
単 位 計			26	36						

注) L:講義 S:演習 P:実習

必:「臨床心理士」資格取得のための受験資格を得るにあたっての必修科目

選必:「臨床心理士」資格取得のための受験資格を得るにあたっての選択必修科目

選択必修科目群A~Eよりそれぞれ2単位以上の修得が必要(詳細は別表2を参照)

別表2 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会認定「臨床心理士」資格認定のための受験資格に関する必要単位数および関連開講科目

(鹿児島純心女子大学大学院履修規程 第6条関係)

本学では、「臨床心理士」養成指定大学院(第1種)の認定を得ており、以下に示す条件を満たした者は、「臨床心理士」資格認定のための受験資格を得ることができます。

- 1) 下表の必修科目から12科目22単位、選択必修科目群(A、B、C、D、E)からそれぞれ2単位以上、計10単位以上、合計32単位以上を修得していること。ただし、必修科目及びE群の科目の履修は、心理臨床学専攻正規学生に限る。
- 2) 修士論文のテーマと内容が臨床心理学に関するものであること。
- 3) 本学心理臨床学専攻の課程を修了した者。

「臨床心理士」資格認定のための受験資格に関する関連科目と本学授業科目

協会が定める区分 および授業科目	単位数	本学授業科目	単位数		資格必修
			必修	選択	
必修科目	臨床心理学特論	4	臨床心理学特論	4	○
	臨床心理面接特論	4	臨床心理面接特論Ⅰ	2	○
			臨床心理面接特論Ⅱ	2	○
	臨床心理査定演習	4	臨床心理査定演習Ⅰ	1	○
			臨床心理査定演習Ⅱ	1	○
			臨床心理査定演習Ⅲ	2	○
	臨床心理基礎実習	2	臨床心理基礎実習Ⅰ	2	○
			臨床心理基礎実習Ⅱ(学内実習)	1	○
	臨床心理実習	2	臨床心理実習Ⅰ	1	○
			臨床心理実習Ⅱ(学内実習)	2	○
臨床心理実習Ⅲ(病院実習)			2	○	
臨床心理実習Ⅲ(施設実習)			2	○	
選択必修科目群 (※)	A群	2以上	臨床心理学研究法特論		2
			心理統計法特論		2
	B群	2以上	生涯発達心理学特論		2
			神経学特論Ⅰ		2
	C群	2以上	被害者臨床援助特論		2
			福祉行政総論		2
			社会心理学特論		2
	D群	2以上	心理臨床総論		2
			障害児(者)心理学特論		2
			小児医学特論		2
			精神医学特論		2
	E群	2以上	精神薬理学特論		2
			神経学特論Ⅱ		2
			遊戯療法特論		1
			家族療法特論		2
精神分析療法特論				2	
			H I Vカウンセリング特論		1
			学校臨床心理学特論		2

(※) A～E各群から2単位以上、計10単位以上を修得すること

別表3 養護教諭専修免許状

(鹿児島純心女子大学大学院履修規程 第7条関係)

本学大学院では、基礎資格として修士の学位及び養護教諭一種免許状を有し、「大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において養護に関する科目28単位・教職に関する科目21単位・養護または教職に関する科目31単位」のうち、以下に示す規定の科目及び単位を履修修得することで、養護教諭専修免許状を取得できます。

従って、心理臨床学専攻生で養護教諭一種免許状を有し、「臨床心理士」資格認定のための受験資格を希望する者は養護教諭専修免許状を取得できます。

*教育職員免許法による養護又は教職に関する専門教育科目及び本学の授業科目

免許法施行規則に定める科目区分等	単位	本学授業科目	本学単位	備考 (学部の免許対応科目)	
養護又は教職に関する科目	24	神経学特論Ⅰ	2	生理学	
		神経学特論Ⅱ	2	解剖学	
		小児医学特論	2	小児保健	
		精神薬理学特論	2	薬理学	
		精神医学特論	2	精神保健	
	計	24	臨床心理学特論	4	心身の発達
			生涯発達心理学特論	2	心身の発達
			障害児(者)心理学特論	2	心身の発達
			家族療法特論	2	心身の発達
			遊戯療法特論	1	心身の発達
			学校臨床心理学特論	2	教育相談
			精神分析療法特論	2	教育相談
			被害者臨床援助特論	2	教育相談
			計	27	

<参考> 養護教諭専修免許状に関する「教育職員免許法」の抜粋
別表第二(第5条関係)

第一欄		第二欄	第三欄		
免許状の種類	所要資格	基礎資格	大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することを必要とする最低単位数		
			養護に関する科目	教職に関する科目	養護又は教職に関する科目
養護教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	28	21	31
	一種免許状	イ 学士の学位を有すること。	28	21	7
	二種免許状	イ 短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること。	24	14	4
備考(抜粋)(中略)					
二 専修免許状に係る第三欄に定める養護又は教職に関する科目の単位数のうち、その単位数から一種免許状のイの項に定める当該科目の単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学(短期大学を除く。)の専攻科の課程において修得するものとする。					
(中略)					
四 一種免許状に係る第三欄に定める単位数(イの項に定めるものに限る。)は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数から二種免許状のイの項に定める各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。					